

社会福祉法人 ゆうのゆう

平成 28 年度事業報告書

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)



1：総括

平成 28 年度は「デーセンター機関車」が新拠点での活動をスタートさせた記念の年となりました。「壁」で隔てるのではなく、大きな「本棚」で間仕切りされたショップと利用者の生活空間。ディスプレイされた本を手にとれば、本棚のすぐ向こう側で繰り広げられている利用者とスタッフの日常を文字通り「垣間見る」ことができます。地域に向かって「開かれた施設」をハードウェアの側面から見事に「表現」した設計です。「ハード」の次は、利用者とスタッフが取り組む「ソフト面からの表現」をいかに新天地で花開かせるか——次年度（29 年度）で開設 15 周年の節目を迎える「機関車」。皆の腕の見せ所です。

一方で日本社会全体に視野を広げてみると、障害福祉関係者としてのみならず、現代社会を生きる一市民としても到底看過できない凄惨な事件が引き起こされてしまいました。28 年 7 月 26 日未明、神奈川県相模原市の障害者入所施設で入所者 19 名が殺害され、職員を含む 26 名が重軽傷を負わされた、いわゆる「相模原事件」です。この事件を巡っては、被害者の実名報道がなされなかった点や、被告人の措置入院歴を根拠とする精神保健福祉制度の見直しが始められた点など、事件後の社会の対応についても「障害者差別」という観点から様々な物議を醸しています。そして何よりも恐ろしく、悲しく、憤りを覚えたのは「障害者は抹殺されるべき存在である」という言説が最悪の形で具現化してしまったことでしょう。

私たちはこの事件の顛末とどのように向き合い、事件の根元にある思想・言説とどのように戦っていかなければならないのか。重症心身障害者と呼ばれる利用者と日々接しながら、共に「日常」や「生活」引いては「人生」を作り上げていくプロセスの中で、「答え」を導き出すほかないのかもしれませんが、ただ一つ言えるのは、こうした事件を受けて「閉じこもる」ことが必ずしも「安心・安全」には繋がらないのだということ。あくまでも地域社会の中で「開かれている」こと、「顔が見える関係にある」ことが、世間の誤解やステレオタイプを突き崩し、多様性のキャパシティを大きく広げると思うのです。この「共生の下地」なくして、根本的な「安心・安全」を語ることはできないのではないのでしょうか。「共生の下地づくり」——いわばその「最前線」を担うのが私たちなのだという自覚を、法人全体で共有するところから始めていきたいと考えます。

平成 29 年 6 月 30 日

社会福祉法人 ゆうのゆう 代表理事 小林 美穂

2：デーセンターモモの家

□活動状況：

平成 28 年度は最終的に定員 22 名での運営となりました。例年取り組んでいる「イエローレシートキャンペーン」への参加や「野田藤祭り」、「福島区民祭り」といった地域イベントへの出店（自主製品等の出張販売）のほか、海老江東小学校（福島区）主催のバザーにて自主製品を委託販売していただくという初めての試み（11 月）も含め、地域社会との交流活動を積極的に推進



しました。「大阪市社会福祉研修・情報センター」（西成区）における定期物販会出店（毎月 1 回）についても、「東北製品」（岩手県の就労支援事業所で製造しているお菓子）の販売を中心に取り組みを継続。利用者の外出機会としても活用しています。

併設のリサイクルショップについては、現代アート作家と利用者で共同制作した作品を常設展示する「アートショップ化」を検討しており、次年度（29 年度）には具体的な作業に入る予定です。

【平成 28 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／花見外出・FBM デー・野田藤祭り…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・全体 FBM デー・てんまーと出店／弁天町 ORC フリマ出店・新人スタッフ歓迎会・モモシネマ(映画上映会)・FBM デー…等
6 月	全体 FBM デー・車椅子ダンスメンバー茶話会・てんまーと出店・音楽療法 MIMT／弁天町 ORC フリマ出店・イエローレシートキャンペーン・FBM デー・モモシネマ…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／絵本読み聞かせ・鶴見緑地フリマ出店・弁天町 ORC フリマ出店・FBM デー・誕生日会・モモシネマ…等
8 月	なにわゴスペルフェスティバル・車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／プール外出・FBM デー・リオ五輪デー・甲子園デー・研修情報

	センター物販会・浴衣会・鶴見緑地フリマ出店・モモシネマ・FBM デー…等
9 月	全体 FBM デー・てんまーと出店・音楽療法 MIMT・車椅子ダンス練習会／絵本読み聞かせ・誕生日会・研修情報センター物販会・弁天町 ORC フリマ出店・FBM デー…等
10 月	全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／グループ外出・福島区民祭り出店…等
11 月	ポジティブ生活文化交流祭出店・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／絵本読み聞かせ・弁天町 ORC フリマ出店・テニスデー・研修情報センター物販会・FBM デー・海老江東小バザー委託…等
12 月	クリスマス会・音楽療法 MIMT・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・パラリンワーク出品／FBM デー・研修情報センター物販会・モモシネマ・バドミントン大会・トルテ店頭販売・箱根駅伝デー…等
【平成 29 年】	
1 月	車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／初詣外出・新成人イベント・トルテ店頭販売・誕生日会・FBM デー…等
2 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／節分イベント・バレンタイン企画・FBM デー…等
3 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／ホワイトデー企画・選抜高校野球観戦・絵本読み聞かせ・弁天町 ORC フリマ出店・お楽しみデー・FBM デー・誕生日会…等

3：デーセンター機関車

□活動状況：

平成 28 年度は新拠点オープンの記念すべき一年となりました。定員は最終的に 15 名で推移。利用者・家族・スタッフ・地域の方々からの寄付で集めた絵本や書籍をディスプレイしたスペースやカウンターキッチンをリサイクルショップ兼「ブックカフェ」として活用。新拠点の大きな特



長の一つとなっています。11月からはこのショップの軒先を使って、大阪近郊の農家の方と連携した定期野菜販売会（毎月第3土曜日）をスタートさせ、徐々にではありますが地域の方々にも知っていただけるような取り組みになりつつあります。その他、施設やショップの認知度を高めようと、以前から定期的に（毎月1回）日中活動として施設内で開いている映画上映会（キカンシャシネマ）を試験的に地域の方々にも開放するなど、新天地で「地域に根差した施設」になることができるよう様々な取り組みに挑戦しています。

一方、新拠点の改修工事によって天井走行式リフトを設置。スタッフの腰痛予防対策として定着しつつあります。

【平成 28 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／キカンシャシネマ(上映会)・花見外出…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・全体 FBM デー・てんまーと出店／グループ外出・キカンシャシネマ…等
6 月	全体 FBM デー・車椅子ダンスメンバー茶話会・てんまーと出店・音楽療法 MIMT／キカンシャシネマ…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／プール外出・キカンシャシネマ…等
8 月	なにわゴスペルフェスティバル・車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／外国人スタッフ送別会・プール外出・キカンシャシネマ…等
9 月	全体 FBM デー・てんまーと出店・音楽療法 MIMT・車椅子ダンス練習会／キカンシャシネマ…等
10 月	全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／グループ外出…等
11 月	ポジティブ生活文化交流祭出店・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／もちもち感謝祭出店・キカンシャシネマ…等
12 月	クリスマス会・音楽療法 MIMT・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・パラリンワーク出品／外国人スタッフ送別会・キカンシャシネマ・軒先野菜販売・誕生日会・忘年会イベント…等
【平成 29 年】 1 月	車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／初詣外出・成人のお祝いイベント・誕生日会・軒先野菜販売・キカンシャシネマ…等
2 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／節分イベント・バレンタイン企画・誕生日会・野菜販売デー・キカンシャシネマ…等
3 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／誕生日会・キカンシャシネマ…等

4：デーセンター音・on

□活動状況：

平成 28 年度でオープンから丸 3 年となりました。定員 15 名。生産・創作活動の面では、自主製品の新たなラインナップとしての紙漉き製品やアロマワックスバーの試作のほか、ビー玉アートを描いたファブリックパネルを制作して法人の PR に活用するなど、独自の取り組みを展開しました。地域との交流については、施設 2 階部分を「ショップ+貸出スペース」として活用する計画を引き続き検討しているほか、「たいしょう人権展」（12 月）などの地域イベントへの出展参加などを通じて、地域社会との関係を地道に構築しているところです。



【平成 28 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／on シネマ(映画上映会)…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・全体 FBM デー・てんまーと出店／新通所者歓迎会・on シネマ…等
6 月	全体 FBM デー・車椅子ダンスメンバー茶話会・てんまーと出店・音楽療法 MIMT／「絵本で遊ぼう」イベント・on シネマ…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／on シネマ・プール外出…等
8 月	なにわゴスペルフェスティバル・車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／プール外出・外国人スタッフ送別会・FBM デー…等
9 月	全体 FBM デー・てんまーと出店・音楽療法 MIMT・車椅子ダンス練習会／誕生日会・on シネマ…等
10 月	全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／グループ外出…等
11 月	ポジティブ生活文化交流祭出店・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／誕生日会・on シネマ・グループ外出…等
12 月	クリスマス会・音楽療法 MIMT・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・パラリンワーク出品／誕生日会・on シネマ・たいしょう人権展出展…等
【平成 29 年】	車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／初詣外出・新成人イベント・on

1 月	シネマ…等
2 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／節分イベント・バレンタイン企画・誕生日会…等
3 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／ホワイトデー企画・選抜高校野球観戦…等

5：デーセンター夢飛行

□活動状況：

平成 28 年度は 31 名定員での運営となりました。生産・創作活動においては、西成区役所ロビー「福祉の店」出店、「ビー玉アート」を用いた婚礼用ペーパーアイテムの受注制作、ビー玉アート絵画リース、現代アート作家の方々とのコラボレーション作品制作、リサイクルショップの寄付物品（古着など）を材料とした工作系ワークショップなど、近年スター



トさせた取り組みの継続・推進に力を入れました。直近では、近隣のカフェにて自主製品などを委託販売する試みや、ショップのスペース自体を就労支援や職業訓練の現場実習・教育の場として関係機関に活用していただくための計画立案を始めました。今後も「地域になくはない施設とは何か？」という視点で、利用者と地域とを繋ぐ活動を精力的に進めていきたいと考えています。

【平成 28 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・あおぞらカット・西成区役所「福祉の店」出店…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・全体 FBM デー・てんまーと出店／トルテ店頭販売・国際文化教室・FBM デー・天然酵母のパン販売・あおぞらカット・誕生日会・西成区役所「福祉の店」出店…等
6 月	全体 FBM デー・車椅子ダンスメンバー茶話会・てんまーと出店・音楽療法 MIMT／天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・あお

	ぞらカット・西成区役所「福祉の店」出店…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／高井りささんとコラボアート制作・誕生日会・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・西成区役所「福祉の店」出店…等
8 月	なにわゴスペルフェスティバル・車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／プール外出・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・夏の甲子園企画・西成区役所「福祉の店」出店…等
9 月	全体 FBM デー・てんまーと出店・音楽療法 MIMT・車椅子ダンス練習会／天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・誕生日会・西成区役所「福祉の店」出店…等
10 月	全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・西成区役所「福祉の店」出店…等
11 月	ポジティブ生活文化交流祭出店・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・てんまーと出店／グループ外出・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・誕生日会・西成区役所「福祉の店」出店…等
12 月	クリスマス会・音楽療法 MIMT・全体 FBM デー・車椅子ダンス練習会・パラリンワーク出品／誕生日会・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・誕生日会・西成区役所「福祉の店」出店…等
【平成 29 年】 1 月	車椅子ダンス練習会・音楽療法 MIMT／初詣外出・新成人イベント・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・西成区役所「福祉の店」出店…等
2 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー／節分イベント・バレンタイン企画・itsuki さんとのコラボアート制作・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・西成区役所「福祉の店」出店・あおぞらカット…等
3 月	車椅子ダンス練習会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／ホワイトデー企画・選抜高校野球観戦・誕生日会・あおぞらカット・天然酵母のパン販売・トルテ店頭販売・FBM デー・西成区役所「福祉の店」出店…等

6：グループホームことのは

□活動状況：

平成 28 年度についても、他事業所ヘルパーの個人利用による支援と法人内の生活支援員（夜間支援員）・世話人による支援とを併用することで、グループホームとして入居者 7 名の日常生活を支えることができました。満 65 歳を迎えた入居者（1 名）については、従来の障害福祉サービス範疇内でのヘルパー個人利用に加え、28 年度からは介護保険によるヘルパーサービスの利用がスタート。その他の入居者についても、余暇充実や帰省時の生活支援のために、複数のヘルパー派遣事業所を併用するケースが増えました。事業所内外の関係者・団体との連携や協力をこれまで以上に密にしながら、入居者それぞれの生活環境の変化やニーズに対応していきたいと考えています。



一方、設備の面では入居者の個室や共用スペースにスプリンクラーを設置。併せて地域の方々と合同で救命講習に参加するなどして、ハード・ソフト両面での災害対策を進めているところです。

7：リサイクルショップ・自主製品・利用者還元金

□リサイクルショップ・自主製品

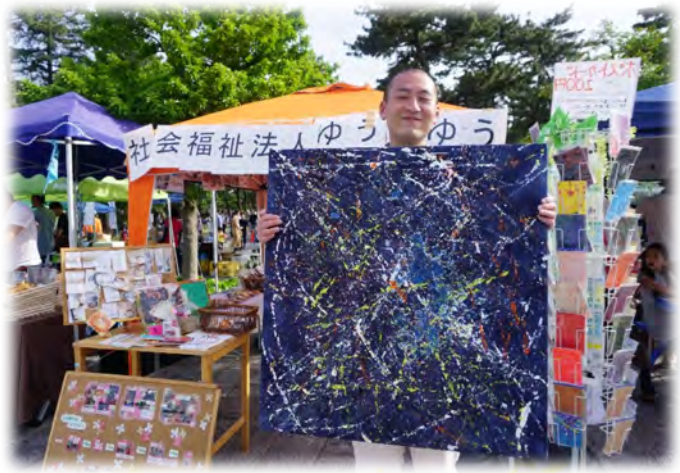
各施設に併設している「リサイクルショップ」では、「ショップ」というスペースと機能を活用し、各ショップ＝施設が「地域から必要とされる場所」となることを目指しています。28 年度は、関係スタッフで検討部会を立ち上げ、各ショップの今後の「青写真」について様々な意見交換をおこない



ました。概要は各施設の項に記載の通りですが、「青写真」の実現に向けて、次年度（29年度）はより具体的な作業段階に移行したいと考えています。

自主製品については、施設間の垣根を越えた法人全体の取り組みとして、「アースデイ」（5月／浜寺公園）、「てんまーと」（毎月1回／大阪天満宮）、「Torute」（毎月複数回／堺筋本町駅構内）、「東北⇄関西 ポジティブ生活文化交流祭」（毎年11月／長居公園）等での出張販売やワークショップ企画を継続実施しました。

近年は売上の伸び悩みが課題となっており、新商品の開発のほか、コンセプトの付加価値による商品単価が高いウェディングペーパーアイテムのオーダーメイドや絵画作品リース事業の重点化を検討中です。また、ワークショップ企画については、「ビー玉アート」関連の雑貨などを参加者と「一緒に作る」という行為を通じて、ビー玉アートのコンセプトや私たちの活動全般のこと、重症心身障害者と呼ばれる利用者さんのことなどを参加者とお話できる「時間／タイミング」を設定し、「売上」が少しでも「共感・理解」とイコールになるよう努めました。しかしながら、こちらも参加者数がなかなか増えず、より一層の工夫が求められます。



□利用者還元金：

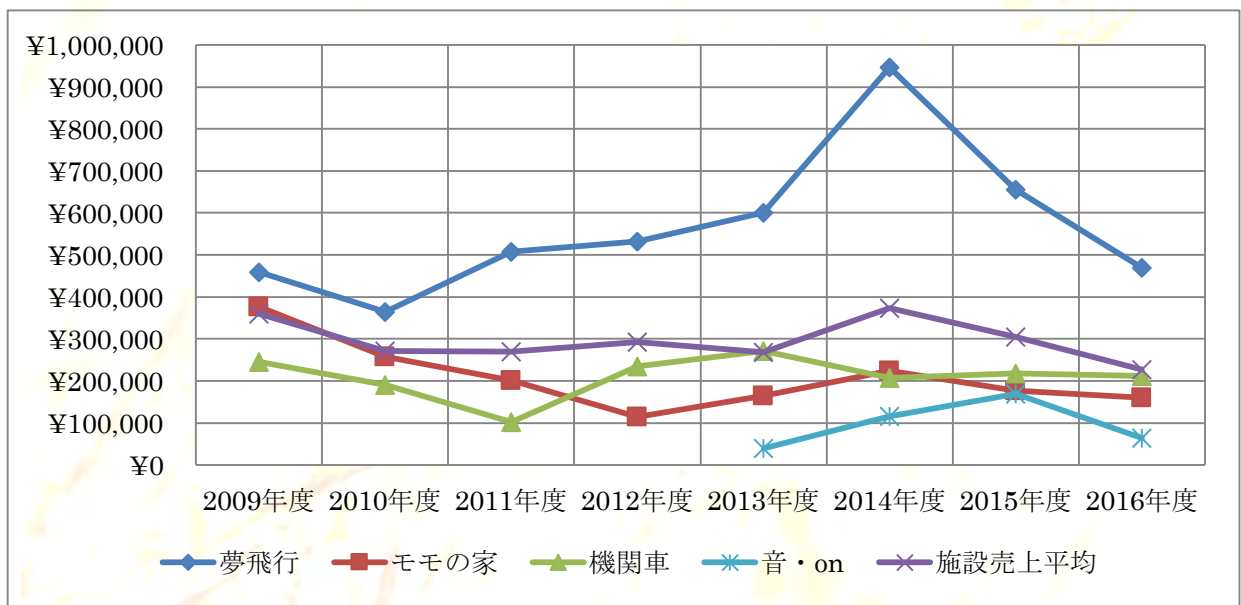
いわゆる「工賃」に当たる「利用者還元金」となる各種売上等の合計は、前年度(27年度)比でおよそ3割減の約91万円でした。利用者1人当たりが受け取る還元金は約6,600円となり、近年では最も少ない金額にまで落ち込んでしまいました。利用者増のほか、自主製品販売やワークショップ企画での売上げが伸び悩んだこと、商品単価の高い「ビー玉アート」のウェディングペーパーアイテム受注・絵画リース事業が振るわなかったことなどが一因として考えられます。今後も売上増を目指していくことに変わりはありませんが、「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式が成り立つ精度をいかにして高めていくのか、「利用者の地域生活支援としての経済活動」をどのように法人内で位置付けていくのか、活動をめぐる本質的な課題と向き合い続ける姿勢が求められます。

【平成 28 年度・施設別売上合計】（ ）内は前年度の結果

	モモの家	機関車	音・on	夢飛行	施設合計	利用者数
ショップ・自主製品・絵画売上及び大阪歯科大実習費等合計	161,323 円 (182,931 円)	212,199 円 (223,581 円)	65,092 円 (175,736 円)	469,688 円 (661,211 円)	908,302 円 (1,243,459 円)	137 名 (128 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額＝6,629 円／人（前年度＝9,714 円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

「商品」としての「ビー玉アート」制作は、ウェディング用ペーパーアイテムの受注、絵画作品のリースといった取り組みを継続しましたが、売上としては伸び悩みました。今後は各種イベント等における自主製品の出張販売やワークショップを通じて、より重点的な PR 活動を展開できるよう検討を重ねているところです。



一方、「アートとしての発信」という側面では、現代アート作家とのコラボレーション制作を意欲的に進めました。完成した共同作品の数も一定程度ストックができるまでになったこともあり、今後は常設展示企画を含め、より「発信」を重視した取り組みを推進していく予定です。



9：車椅子ダンス

毎年各施設の希望者の中から選抜されたメンバーが、月1回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露します。28年度の発表会（5月）に出演したメンバーは記念すべき第10期生。10年の節目に相応しく今回のテーマは「The 社交ダンス」。演目は「アメイジンググレイス」「忘れられないひと」「ジェラシー」「タングレラ」「Live Happy」。例年であれば



3演目のところ、今回はメドレーも含めると5演目を堂々と披露してくれました。一方、10期生の発表会後に編成された11期のメンバーは、29年度の発表会を目指して一年間の練習に励みました。施設（部署）の垣根を越えて利用者とスタッフが一つのことに取り組む貴重な機会として、また地元企業からのボランティア受け入れを通じた地域交流の場としても定着しています。一方で、活動そのものに「地域や社会へのアウトプット」に繋がるような方向性を持たせ、その展開像を描いていくことが今後の課題と言えそうです。

10：MIMT(ミント／音楽療法)

MIMT（ミント）は「Music Interchange and Music Therapy」の略称で、音楽を通じたコミュニケーションや心身のリラクゼーションなどを目的とした活動です。大学時代に音楽療法を専攻したスタッフを中心に 27 年度より試験的に活動をスタートさせ、28 年度には不定期ながらおよそ 2 ヶ月に 1 回の実施が定着しました。

活動は、①始まりの歌（毎回固定）、②楽器演奏、③歌唱、④鑑賞、⑤スパークハーフ（リラックス効果などを促す薄い生地 of 布を使ったセラピー）、⑥終わりの歌（毎回固定）を基本構成としています。重度の障害をもつ利用者でも直接触れて音色を出すことができるような楽器選び、季節感を取り入れた選曲、クイズを取り入れた鑑賞など、様々な工夫と試行錯誤を繰り返しながらの取り組みとなりました。今後は参加した利用者やスタッフへのアンケート実施などを通じて、音楽療法の効果やこの活動へのニーズを探りながら、一層の活動充実を図っていきたいと考えています。



11：FBM(ファシリテーションボールメソッド)

FBM は「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用の柔らかいボール＝ファシリテーション・ボール(FB)を媒介にした「からだ」へのアプローチ法を指します。FBM インストラクター養成講座を修了したスタッフが中心となって、デーセンターモモの家、デーセンター夢飛行での実施（1 ヶ月に 1～2 回）のほか、全体の活動としても 1 ヶ月に 1 回、コンスタントに実施すること



ができました。全体 FBM では、参加人数を限定することによって、利用者とスタッフが FB を介して 1 対 1 でじっくりとコミュニケーションできる時間と環境を整備。現状ではインストラクターがいない部署（デーセンター機関車、デーセンター音・on）のスタッフに対しても、個々の利用者に合わせたアプローチ方法を伝達することができていました。

今後は、可能な範囲でのインストラクター増員、参加した利用者個々についての活動記録を残すことによる FBM の効果検討の仕組み化、地域交流への活用といった点を目標としながら、活動の充実に努めていきたいと思えます。



12：東北被災地支援活動

東日本大震災の発生と私たちの被災地派遣活動開始から丸 5 年の節目を迎えた平成 28 年度。予算上の都合もあり、法人としての派遣活動を実施することはできませんでしたが、派遣活動経験のあるスタッフが個々に現地を訪れたり、現地で出会った方々と連絡を取り合ったりしながら繋がりを保っている状況です。これまで「現地の重症心身障害者への支援」という方針に基づいて活動を展開してきましたが、特に私たちが重点的に関わっていた岩手県宮古圏域では、前年度（27 年度）、重症心身障害児・者が「通う」ことのできる「生活介護」「日中一時支援」の事業所が地元の方々の手で立ち上げられました。今後の事業継続や展開について、今後も可能な限り協力を続けていく予定です。一方で同圏域内の就労支援事業所で製造されたお菓子の販売は 28 年度も継続しており、自主製品の出張販売時に活用しています。

13：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去等による退会もあり、現員は 900 名弱。近年は特に新規会員数が伸び悩んでいます。それでも現会員の皆様からの貴重なご支援によって、28 年度は改修工事を終えたデーセンター機関車の新拠点が開業の日を迎えることが出来ました。今後も、デーセンター夢飛行の従たる事業所として想定している新拠点の設置、デーセンター音・on の 2 階部分改修といったハードウェア面での整備が急務となる中、多

くの方々に私たちの活動を支えていただくことの重要性は日増しに高まる一方です。そして、使途自由な運営費の確保もまた欠かせません。

しかし他方、友人・知人等呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

14：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、平成 28 年度末現在で 66 名、実に全利用者の 5 割を占めるに至っています。24 年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引等の「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受けて、法人内でも順次、基本研修～実地研修の実施、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を進め、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。

また 28 年度からは、医療的ケアに従事するスタッフに対して、常勤の看護スタッフを講師とする「医療的ケアショート研修」を随時実施。必要な知識の補強とともに、エビデンスに基づく安全なケアスキルの向上を図っています。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。

15：スタッフ体制

生活介護施設 4 ヶ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム 1 ヶ所については、28 年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、生活介護施設の男性利用者は依然増加傾向にあるとともに、入浴・排泄の「同性介助」を前提

としているため、男性スタッフの確保が継続的な課題となっています。正規スタッフの採用活動の一層の工夫とともに、アルバイト採用やアウトソーシングも含めた総合的な対策を講じている最中です。

一方、現職スタッフの状況として、結婚、出産（～育児休暇～復職）といったライフステージを迎える層が徐々に増えています。加えて腰痛やメンタル面での体調不良を訴える者も散見される中で、腰痛予防設備の利用勧奨、その他健康管理に資する対応、時短や在宅勤務等の勤務形態の柔軟化を可能にする仕組みづくりなど、「仕事を長く続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。こうした状況を受けて、次年度（29年度）は「福祉・介護職員処遇改善加算」の取得を見込んでおり、スタッフの福利厚生向上の一助としたい考えです。

16：緊急時対応対策委員会

27年度に設置した緊急時対応対策委員会（法人役員・施設長・副施設長・中堅スタッフで構成）は、28年度も1～2ヶ月に1回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。日常に起こりうる事故などの緊急時対応については「詳細マニュアル」が完成し、全スタッフに配布。今後はこの「詳細マニュアル」を用いた定期学習会・研修会を実施し、緊急時対応の定着を図ります。

大規模災害時の対応としては、災害時伝言ダイヤル（171）の使用訓練の実施や、施設ごとの「地震・津波発生時対応フローチャート」作成、災害時に必要な物品を予めまとめて保管しておく「災害時持ち出し用カバン」の設置などに取り組みました。また、災害発生時の「福祉避難所」の設営・対応を想定した福島区の防災訓練に「デーセンターモモの家」のスタッフが参加。これを受けて、今後は当法人でも「非常災害対策計画」を策定し、それに基づく防災対応訓練を実施できるよう準備を進めています。

その他、感染症対策の一つとして、ノロウイルス等による吐瀉物・排泄物の処理時に用いる使い捨てエプロンを購入。購入だけに留まることがないように、普段から「使用する」意識をどのように喚起していくかが課題となります。次年度も引き続き「対応対策委」が中心的な役割を担いながら、利用者の「安心・安全」を盤石にすべく検討・対応を進めていく予定です。

17：決算報告

第1号の1様式

資金収支計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

社会福祉法人 ゆうのゆう

(単位：円)

勘定科目			予算 (A)	決算(B)	差異 (A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入		409,382,695		
		経常経費寄附金収入		24,084,394		
		受取利息配当金収入		540		
		事業活動収入計(1)		433,467,629		
	支出	人件費支出		296,398,802		
		事業費支出		43,759,423		
		事務費支出		41,462,096		
		支払利息支出		134,540		
		事業活動支出計(2)		381,754,861		
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		51,712,768		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入		0		
		施設整備等寄附金収入		0		
		その他の施設整備等による収入		97,600		
		施設整備等収入計(4)		97,600		
	支出	固定資産取得支出		0		
		ファイナンス・リース債務の返済支出		2,771,860		
		保証金支出		0		
		その他の施設整備等による支出		0		

		施設整備等支出計(5)		2,771,860		
		施設整備等資金収支差額(6)=(4) －(5)		-2,674,260		
その他の活動による収支	収入	預り金収入		0		
		その他の活動による収入		3,123,355		
		その他の活動収入計(7)		3,123,355		
	支出	預り金取崩支出		0		
		その他の活動による支出		21,850,657		
		その他の活動支出計(8)		21,850,657		
		その他の活動資金収支差額 (9)=(7)－(8)		-18,727,302		
		予備費支出(10)		—		
		当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)－(10)		30,311,206		

前期末支払資金残高(12)		101,066,576		
当期末支払資金残高(11)＋(12)		131,377,782		

(注) 予備費支出△×××円は〇〇支出に充当使用した額である。

第2号の1様式

事業活動計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

社会福祉法人 ゆうのゆう

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)－(B)
サービスの活動増減	収益	障害福祉サービス等事業収益	409,382,695	388,664,391	20,718,304
		経常経費寄附金収益	24,084,394	1,168,387	22,916,007
		その他の収益	0	0	0
		サービス活動収益計(1)	433,467,089	389,832,778	43,634,311
	費用	人件費	296,398,802	278,925,492	17,473,310

		事業費	43,759,423	45,452,946	-1,693,523
		事務費	41,462,096	42,323,046	-860,950
		減価償却費	12,156,992	10,913,682	1,243,310
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-1,382,943	-1,726,496	343,553
		サービス活動費用計（２）	392,394,370	375,888,670	16,505,700
	サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）		41,072,719	13,944,108	27,128,611
特別増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,625	12,398	-10,773
		その他のサービス活動外収益	221,262		221,262
		サービス活動外収益計（４）	222,887	12,398	210,489
	費用	支払利息	134,540	181,225	-46,685
		その他のサービス活動外費用	0		0
		サービス活動外費用計（５）	134,540	181,225	-46,685
	サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）		88,347	-168,827	257,174
	経常増減差額（７）＝（３）＋（６）		41,161,066	13,775,281	27,385,785
繰越活動増減差額の部	収益	施設整備等補助金収益	1,822,000		1,822,000
		施設整備等寄附金収益	608,000	17,200,000	-16,592,000
		拠点区分間繰入金収益	13,629,672		13,629,672
		その他の特別収益	2,128,035		2,128,035
		特別収益計（８）	18,187,707	17,200,000	987,707
	費用	拠点区分間繰入金費用	13,629,672		13,629,672
		その他の特別損失	0	24,000,000	-24,000,000
		特別費用計（９）	13,629,672	24,000,000	-10,370,328
特別増減差額（１０）＝（８）－（９）		4,558,035	-6,800,000	11,358,035	
当期活動増減差額（１１）＝（７）＋（１０）		45,719,101	6,975,281	38,743,820	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額（１２）		168,970,727	139,700,446	29,270,281
	当期末繰越活動増減差額（１３）＝（１１）＋（１２）		214,689,828	146,675,727	68,014,101
	基本金取崩額（１４）		0	0	0
	その他の積立金取崩額（１５）		0	0	0
	その他の積立金積立額（１６）		1,822,000	0	1,822,000
	次期繰越活動増減差額（１７）＝（１３）＋（１４）＋（１５）－（１６）		212,867,828	146,675,727	66,192,101

貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

社会福祉法人 ゆうのゆう

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	139,391,859	114,514,948	24,876,911	流動負債	7,963,420	13,448,372	-5,484,952
現金預金	67,063,464	44,832,635	22,230,829	事業未払金	7,896,693	5,478,960	2,417,733
事業未収金	70,519,080	66,474,033	4,045,047	その他の未払金	60,000		-6,708,500
未収金	414,104	2,538,606	-2,124,502	預り金	3,977	6,768,500	-1,196,935
立替金	982,408	669,674	312,734	職員預り金	2,750	1,200,912	2,750
仮払金	412,803	0	412,803				
固定資産	110,559,247	120,382,754	-9,823,507	固定負債	6,410,432	30,982,292	-24,571,860
基本財産	10,093,941	10,092,856	1,085	リース債務	6,410,432	9,182,292	-2,771,860
定期預金	10,093,941	10,092,856	1,085	役員等長期借入金	0	21,800,000	-21,800,000
その他の固定資産	100,465,306	110,289,898	-9,824,592	負債の部合計	14,373,852	44,430,664	-30,056,812
建物	66,334,007	73,229,151	-6,895,144	純 資 産 の 部			
構築物	2,755,454	433,935	2,321,519	基本金	10,000,000	10,000,000	0
車輛運搬具	8	522,720	-522,712	国庫補助金等特別積立金	11,935,368	11,496,311	439,057
器具及び備品	5,012,621	6,582,071	-1,569,450	次期繰越活動増減差額	213,641,886	168,970,727	44,671,159
有形リース資産	6,260,416	9,021,621	-2,761,205	(うち当期活動増減差額)	46,493,159	29,270,281	

差入保証金	15,934,200	16,031,800	-97,600				
長期前払費用	4,168,600	4,468,600	-300,000				
				純資産の部合計	235,577,254	190,467,038	
資産の部合計	249,951,106	234,897,702	15,053,404	負債及び純資産の部合計	249,951,106	234,897,702	

別紙5

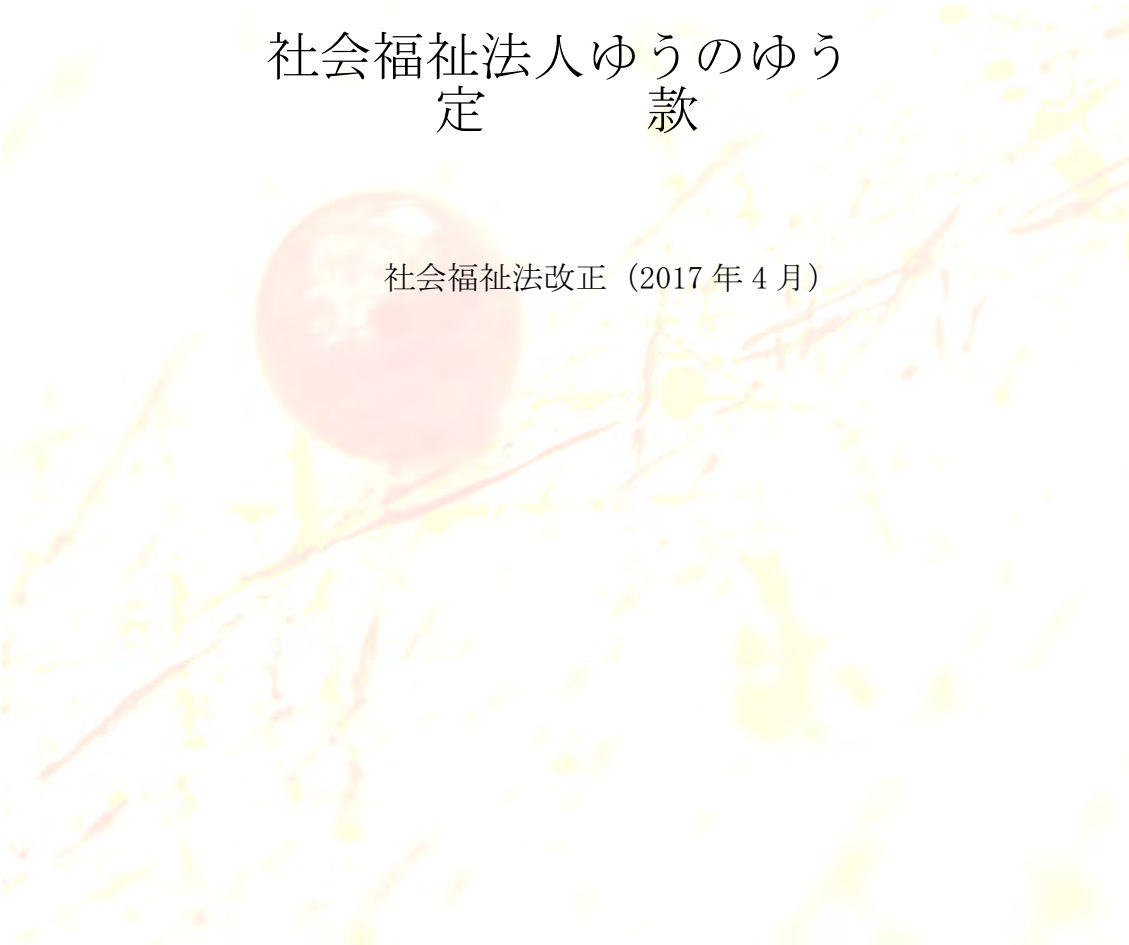
財 産 目 録

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

資 産 ・ 負 債 の 内 訳				
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
現金		現金手許有高		251,939
普通預金		三井住友銀行 天下茶屋支店		66,811,525
事業未収金		1～3月分介護料、利用者負担金等		70,519,080
未収金		保険金等		414,104
立替金		3～4月分利用者生活費等		982,408
仮払金				412,803
	流動資産合計			139,391,859
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	三井住友銀行銀行 天下茶屋支店			10,093,941
	基本財産合計			10,093,941
(2) その他の固定資産				
建物	内装			66,334,007
構築物	ルーフガーデン			2,755,454

品 用	器具及び備	介護リフト等	5,012,621
	車両運搬具	8 台	8
	有形リース資産	車 5 台	6,260,416
	保証金	駐車場・建物	15,934,200
	長期前払費	不返還保証金	4,168,600
その他の固定資産合計			100,465,306
固定資産合計			110,559,247
資産合計			249,951,106
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
	事業未払金	諸経費、人件費	7,896,693
	職員預り金	源泉所得税	6,727
	その他未払金		60,000
流動負債合計			7,963,420
2 固定負債			
	リース債務	車 5 台	6,410,432
固定負債合計			6,410,432
負債合計			14,373,852
差 引 純 資 産			235,577,254



社会福祉法人ゆうのゆう 定 款

社会福祉法改正（2017 年 4 月）

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の選任と解任)

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定および解職
- 3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき

- または代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。
 - 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

（理事の職務および権限）

- 第 10 条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

- 第 11 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（スタッフ（職員））

- 第 12 条 この法人に、スタッフを置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任および解任する。
 - 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第 13 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第 14 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で
構
成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が 1 名以上が出席し、かつ外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 役員の選任または解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で

定められた事項

(評議員会の開催と招集)

- 第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 17 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 5 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

(評議員の任期と報酬)

第19条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金1000万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 23 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

- 第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人やNPO法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

変更後の定款は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

- ① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免
- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関する事
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
 - ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。
2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
評議員会	日額 3000 円
入札等の会議	日額 3000 円

別表2

名称	報酬
評議員	日額 3000 円

別表 3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費 1泊の上限は 12000 円	日額 3000 円	実費

上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会・評議員会	日額 3000 円
入札等の会議	日額 3000 円

別表2

名称	報酬
理事	日額 3000 円
監事	日額 3000 円

別表3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費 1泊の上限は12000円	日額 3000 円	実費

上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。